



産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月28日

柏市長 様



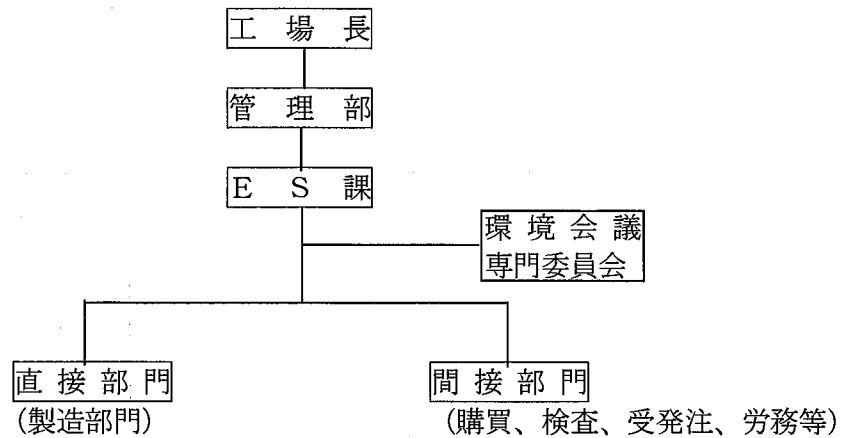
提出者
住 所 千葉県柏市根戸1-3
氏 名 伊藤ハム米久プラント株式会社 柏工場
工場長 濱口 健二
電話番号 04-7132-3121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	伊藤ハム米久プラント株式会社 柏工場
事業場の所在地	千葉県柏市根戸1-3
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 348億円
③ 従業員数	763人（正社員211人、常勤関係職員283人、他269人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類：分別し、一部を有価売却している。 動植物性残さ：加熱済み残さの一部を飼料化していたが、加熱処理基準の改定により中止。分別については継続している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類：回収時の水切りを進める。 再生利用化に向けて分別や業者確認をする。 動植物性残さ：分別を継続する。 水分を含んだものの水切りを進める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

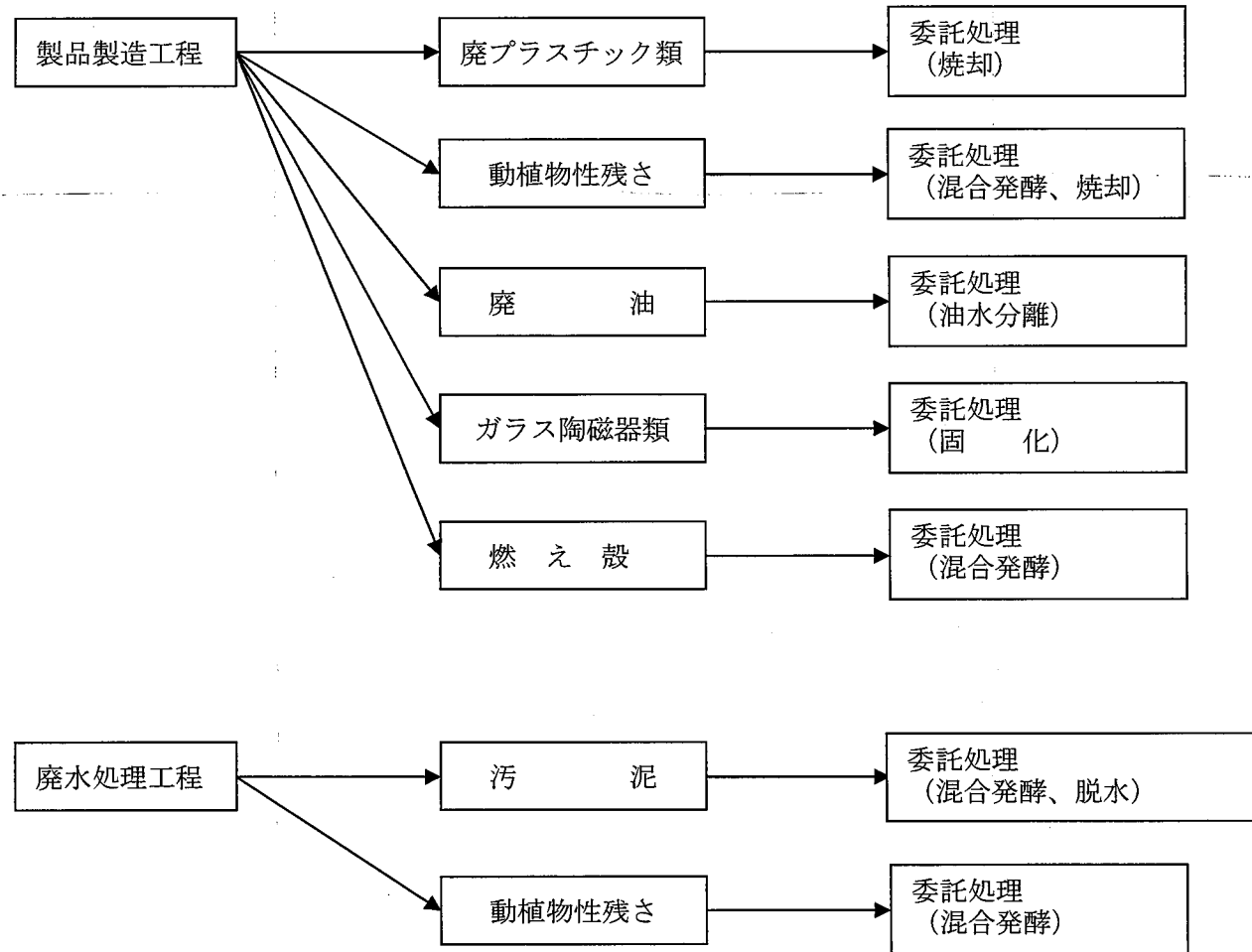
② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程



(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	動植物性残さ	ガラス陶磁器類	燃え殻
	排出量	3,061.69 t	1.08 t	1,037.26 t	2,188.77 t	0.31 t	49.02 t
	（これまでに実施した取組） ・生産量が前年比で増加したが、排出量は生産増以上に増加した。 ・アレルゲン関連、規格変更での色素・添加物の増加で使用できない残さが増加した。 ・生産量の増加に伴い廃水处理系統への廃水流入量が増加。運転管理による汚泥発生量が増加した。 ・メインウインナー製品のパッケージの小型化を図り、廃プラ発生量を削減した。 ・結束バンド、廃フードケース、廃プラ桶、硬質プラスチック容器等の再生資源化、有価物化を実施している。 ・加熱済みの残さの一部を有価飼料化していたが、エコフィードのガイドライン改定に沿って肥料化（産廃化）した。 ・製品歩留りの向上とリパックの削減。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	動植物性残さ	ガラス陶磁器類	燃え殻
	排出量	2,950.0 t	1.0 t	1,000.0 t	2,120.0 t	0.3 t	45.0 t
	（今後実施する予定の取組） ・生産量は前年微増の計画をしている。 ・廃水处理については、汚泥含水率管理等の取り組みを継続する。 ・解凍ビニール類の排出時での水切りを徹底する。又、剥離紙の再生利用化の取り組みを進める。 ・製品パッケージや贈答用製品の梱包材、パッケージの改良や薄膜化を継続し、廃棄物発生量を削減する。 ・異物混入による廃棄が発生しないような管理を進める。 ・製品歩留まりの向上（継続取り組み）、リパックの削減（継続取組）、従業員への教育。 ・子ども食堂など、地域に還元しながら食品の有効利用ができないか検討を進める。						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	動植物性残さ	ガラス陶磁器類	燃え殻
	全 処 理 委 託 量	3,061.69 t	1.08 t	1,037.26 t	2,188.77 t	0.31 t	49.02 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	1.08 t	407.43 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,061.69 t	1.08 t	0 t	2,188.77 t	0.31 t	49.02 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	1,037.26 t	0 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 現状では結束バンドや廃フードケース・廃桶等の硬質プラスチックを有価物化している。 ・動植物性残さを飼料化していたが、業者廃業により産廃（肥料化）に転換。その後、加熱済み残さの一部を飼料化していたが、加熱処理基準の改定により令和3年4月より再度肥料化業者（産廃）への委託変更をしている。 ・食品リサイクル対応の焼却業者と契約を結び、出荷できない製品の廃棄物（動植物性残さ）は、熱回収対応してもらう。 ・コロナ禍が落ち着く流れで、処理委託業者の現地確認等を再開している。							

②計画

【目標】						
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	動植物性残さ	ガラス陶磁器類	燃え殻
全 処 理 委 託 量	2,950.0 t	1.0 t	1,000.0 t	2,120.0 t	0.3 t	45.0 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	1.0 t	400.0 t	10.0 t	0 t	0 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,950.0 t	1.0 t	0.0 t	2,110.0 t	0.3 t	45.0 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0.0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	1,000.0 t	10.0 t	0 t	0 t

(今後実施する予定の取組)

・優良認定処理業者との交渉・契約を進めていく。

・産業廃棄物の種類ごとに複数の業者と処分契約を結んでいるが、更に安定的に処分の委託ができるように業者との交渉・契約をしていく。

・廃プラスチックはサーマル処理対応の業者に処理を委託している。処理の多様化を検討していく。

・廃プラスチックについて、分別しマテリアルリサイクル化、有価化できるか業者をさらに検討する。

・動植物性残さの飼料化については、加熱処理基準の改定により肥料化に転換しているが、基準に沿った別途の処理について試算、テストを進めていく。



様式第二号の九(第八条の四の六関係)

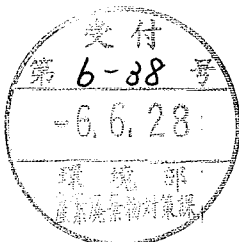
(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月28日

柏市長

様



提出者

住 所 千葉県柏市根戸1-3

氏 名 伊藤ハム米久プラント株式会社 柏工場

工場長 濱口 健二

電話番号 04-7132-3121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	伊藤ハム米久プラント株式会社 柏工場
事業場の所在地	千葉県柏市根戸1-3
事業の種類	大分類:製造業 中分類:食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	5866.65 t	全処理委託量	5866.65 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	411.35 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	4856.65 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1010.0 t
※事務処理欄			

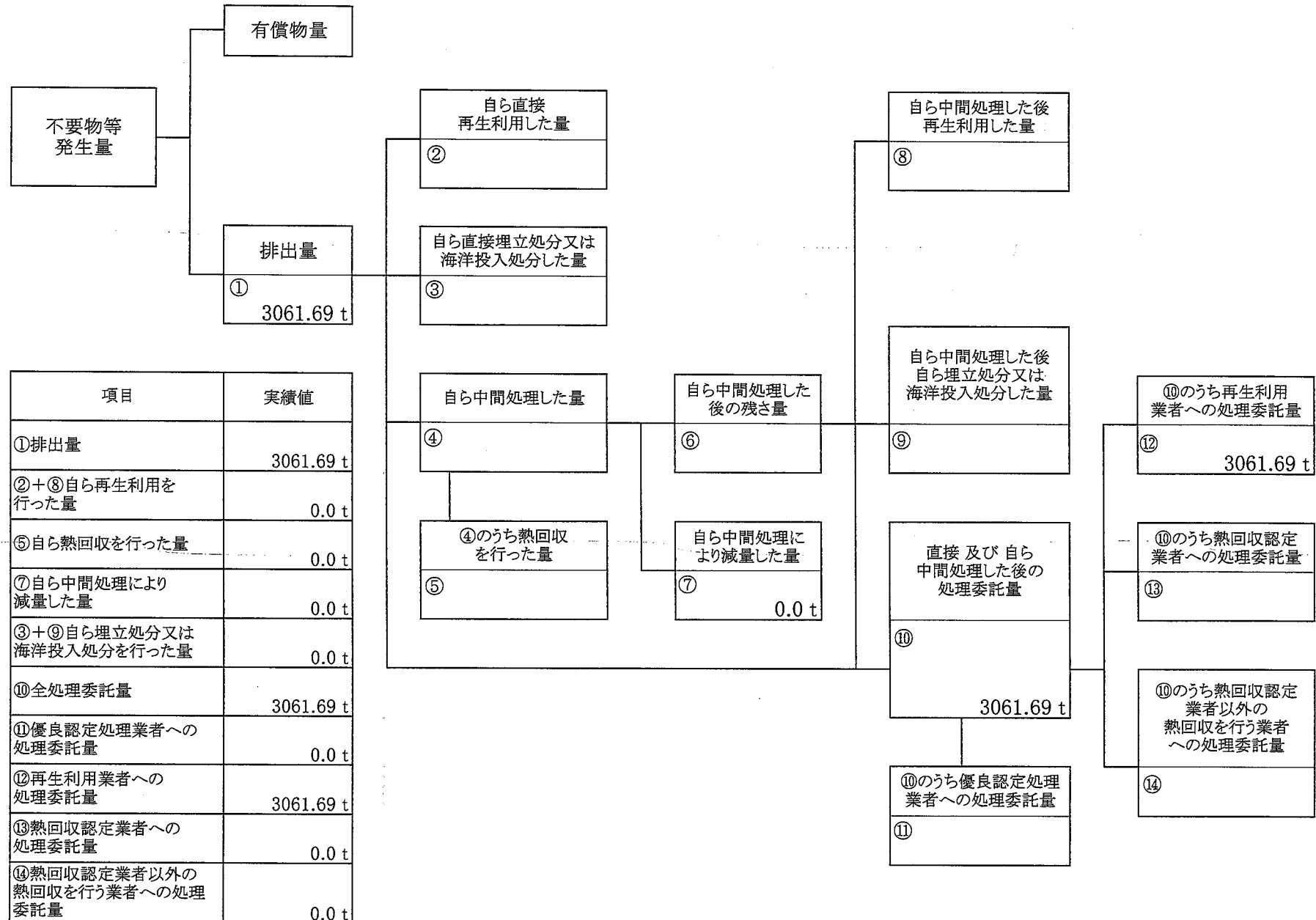
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

汚泥

)



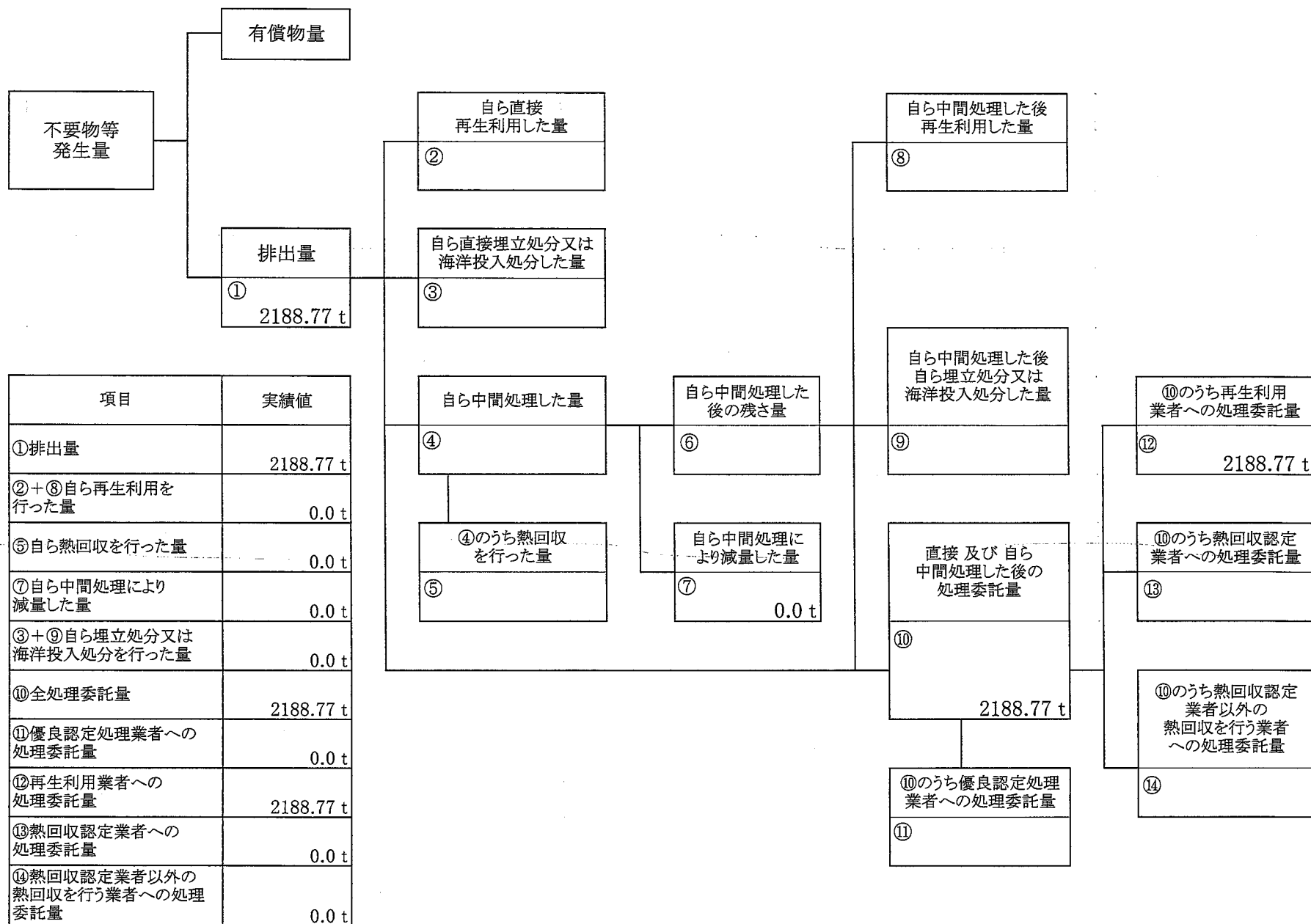
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

動植物性残さ

)



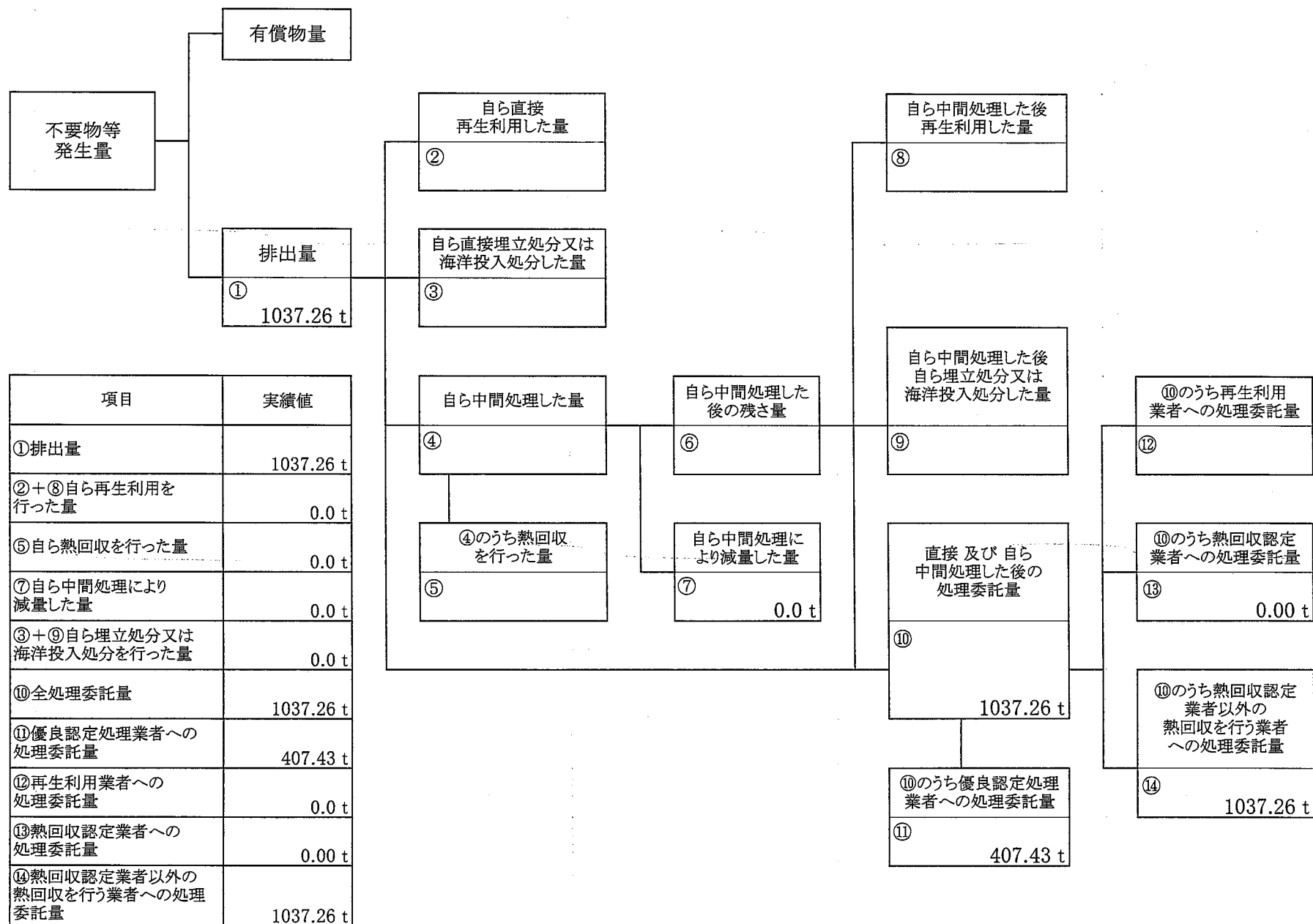
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃プラスチック類

)

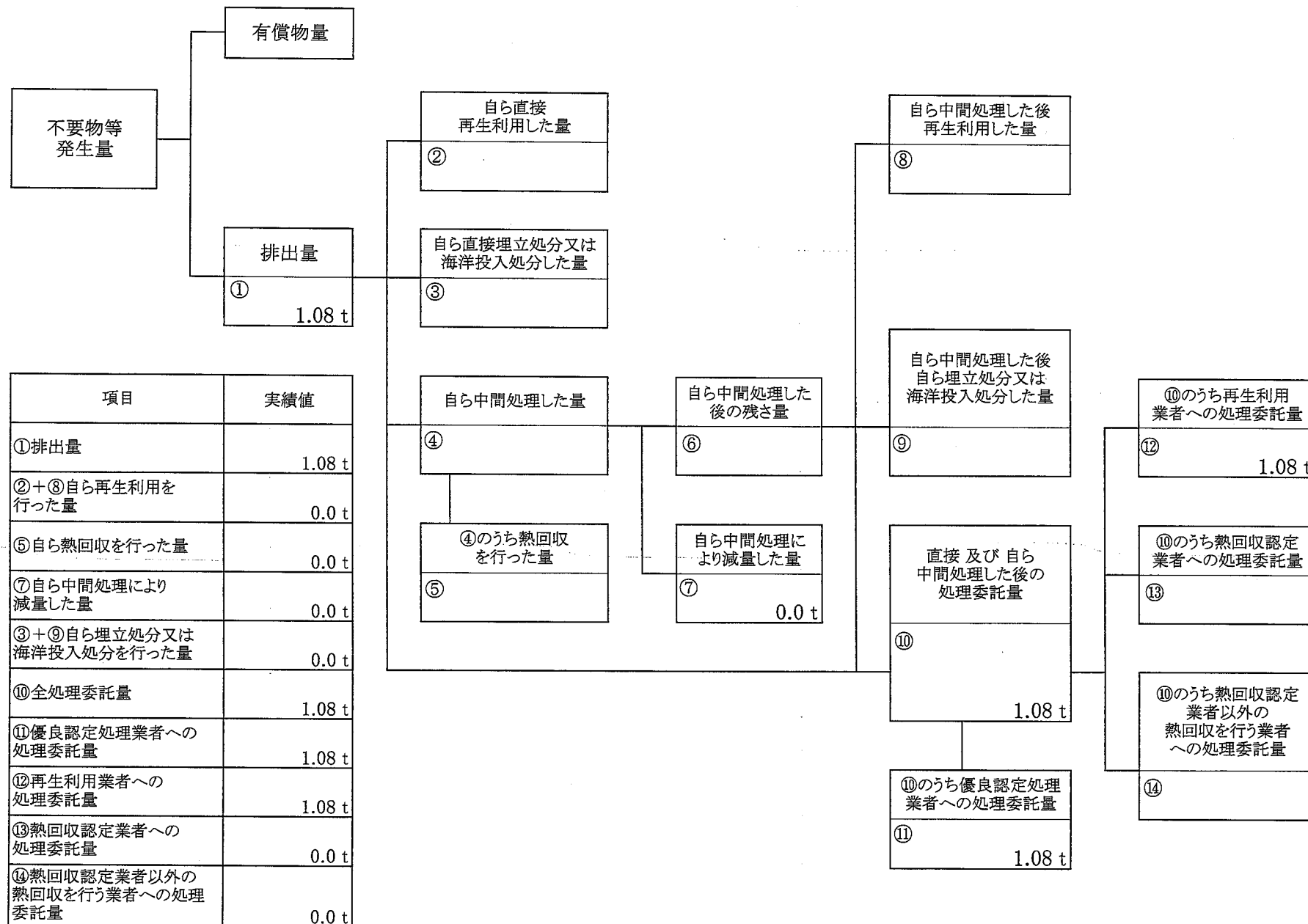


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃油

)



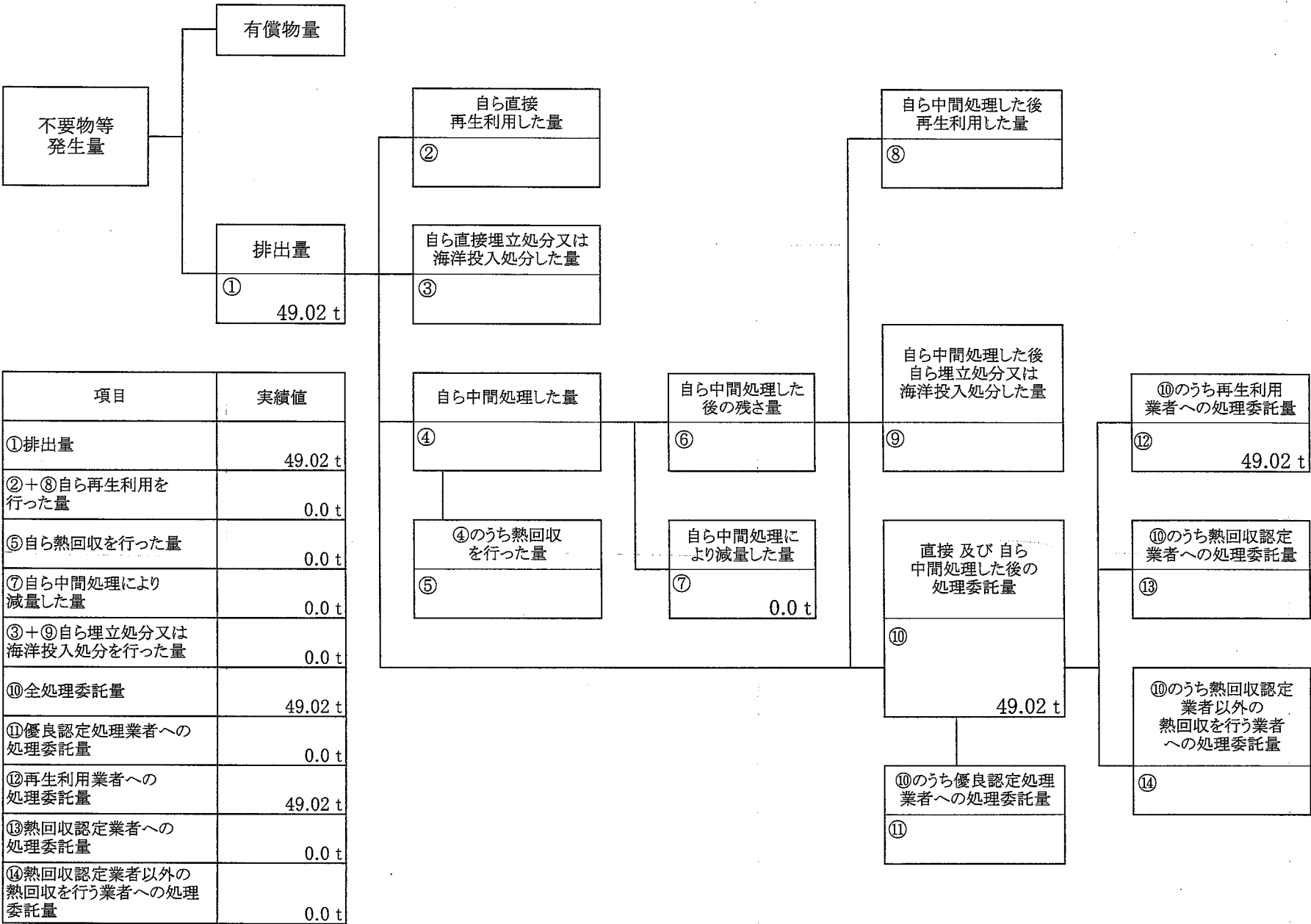
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

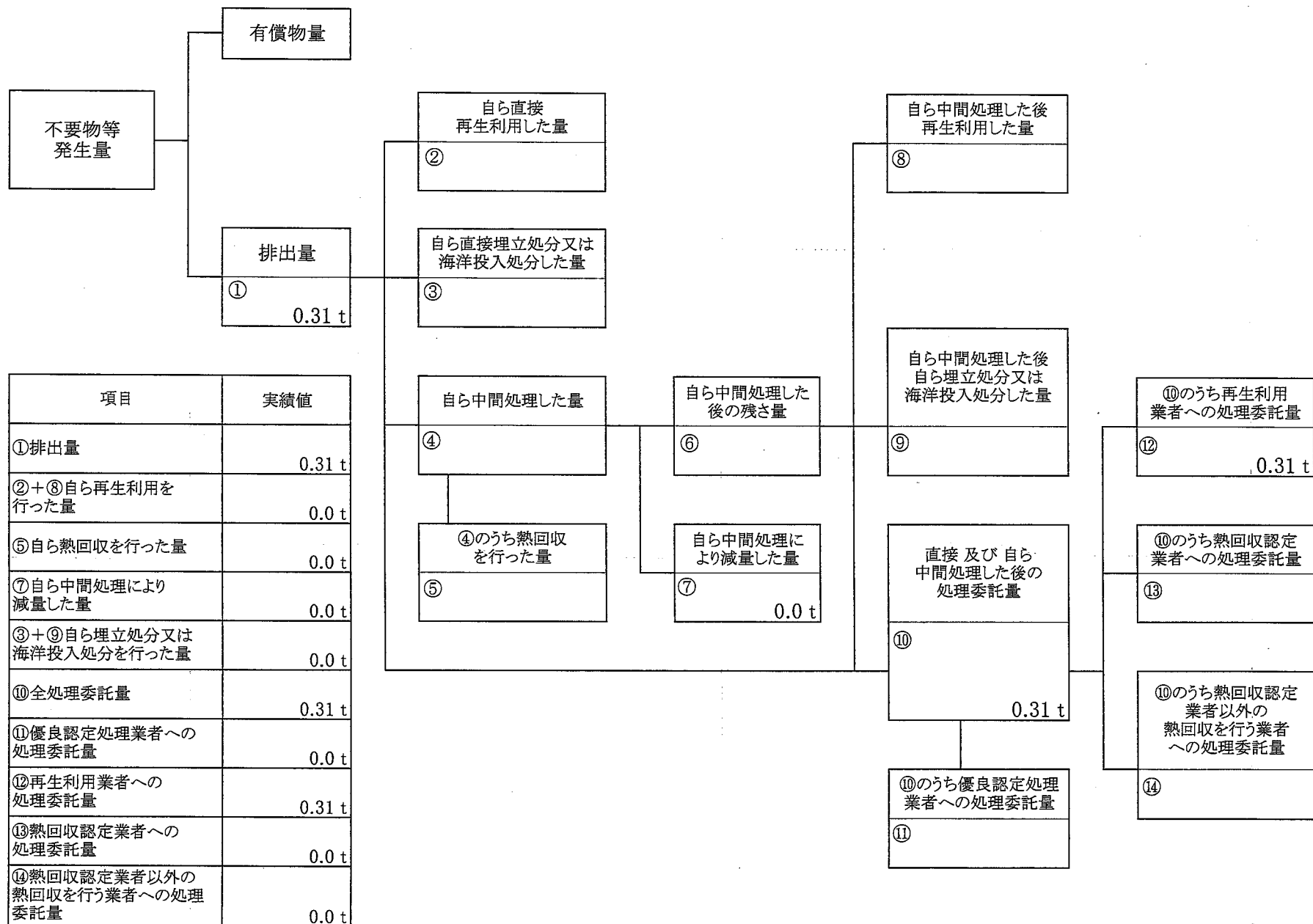
燃え殻

)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。